財務諸表に対する注記

1 継続事業の前提に関する注記 継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる具象又は状況はない。

2 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会) を採用している。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)によっている。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 該当なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法 該当なし
- (4) 引当金の計上基準 該当なし
- (5) リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、重要性が乏しいため通常の賃貸借処理 によっている。
- (6) 消費税等の会計処理 税込方式によっている。
- 3 会計方針の変更 該当なし
- 4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。 (単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	_			_
該当なし				
小計	_	_	_	_
特定資産				
富山県私学振興資金				
借入金積立金	95, 000, 000	0	0	95, 000, 000
法人貸付資金積立金	7, 000, 000	0	0	7, 000, 000
管理業務資金積立金	13, 800, 000	0	800,000	13, 000, 000
小計	115, 800, 000	0	800, 000	115, 000, 000
合 計	115, 800, 000	0	800, 000	115, 000, 000

5 基本財産及び特定資産の財源等内訳

基本財産及び特定資産の財源等内訳は、次のとおりである。 (単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
該当なし	_	_	_	_
小計	_	_	_	_
特定資産				
富山県私学振興資金				_
借入金積立金	95, 000, 000	(95,000,000)	_	_
法人貸付資金積立金	7, 000, 000	_	(7,000,000)	_
管理業務資金積立金	13, 000, 000	_	(13,000,000)	_
小計	115, 000, 000	(95,000,000)	(20,000,000)	(–)
合 計	115, 000, 000	(95,000,000)	(20,000,000)	(–)

- 6 担保に供している資産 該当なし
- 7 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合) 該当なし
- 8 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 (貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合) 該当なし
- 9 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務 該当なし
- 10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
北陸電力債	10,000,000	10, 010, 000	10,000
日本生命債	10, 000, 000	9, 664, 000	△336, 000
合 計	20, 000, 000	19, 674, 000	△326, 000

- 11 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高 該当なし
- 12 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳 該当なし
- 13 関連当事者との取引の内容 該当なし
- 14 重要な後発事象 該当なし

附属明細書

- 1 基本財産及び特定資産の明細 財務諸表に対する注記に記載済につき省略
- 2 引当金の明細 財務諸表に対する注記に記載済につき省略